

## 平成30年度 第2回開成町水道事業運営協議会次第

日 時 平成30年8月30日（木）

15時00分～

場 所 議会全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について（資料）

(2) その他

# 神奈川県内水道事業体の給水装置使用開始・中止に係る手数料について

資料 1

徴収状況	事業体数	事業体名
現在徴収している	4	三浦市、松田町、箱根町、開成町
過去徴収していた	1	中井町
徴収していない	15	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、秦野市、座間市、南足柄市、相模原市、愛川町、清川村、大井町、山北町、真鶴町、湯河原町

徴収の根拠
<p>地方自治法第227条は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定めています。各事業体の特性等を鑑みて本手数料の徴収の有無を事業体毎に判断しています。下記の4つの事業体については、営業収益の一環として、本手数料を条例で定めて徴収しています。</p>

## 【現在徴収している】

事業体名	条例名	手数料	手数料額の積算根拠	使用者からの意見等	今後について
三浦市	三浦市給水条例第35条第5号	1,000円	昭和51年度（昭和51年7月）に新設したもので、積算根拠として、昭和51年度水道部の直接人件費（給料分）から1人時間あたりの時間給を積算し3時間作業することで3,000円の積算根拠付けをしていたが、平成28年4月より1,000円に減額した。	廃止すべき要望は、年間数件はあります。	平成28年に減額したこともあり、今現在では未定
松田町	松田町水道事業給水条例 32条(3)	500円	不明	なし	未定
箱根町	箱根町水道事業給水条例	2,000円	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも他の自治体では閉栓をしない。</li> <li>・他の自治体では手数料を請求されたことがない。</li> <li>・何を根拠に払わなければいけないのか。払いたくない。</li> <li>・手数料がかかるなんて（不動産屋から）聞いてない。</li> <li>・2,000円は高い。</li> </ul>	未定
開成町	開成町町営水道事業条例第29条第1項第3号	700円	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村は徴収していないのに、手数料が発生するのはおかしい。廃止にするべき。</li> <li>・清掃業者を中心に2か月に一度ほど廃止の要望があります。</li> <li>・宅建協会より廃止の要望があります。</li> </ul>	平成30年度中に協議します。

給水装置使用開始・中止に要す平均時間及び費用

1件に要す平均時間

【単位：分】

受付（届出の記入時間＋説明＋処理）	10
現地で開閉栓（移動時間を含む）	8
帰庁後、処理入力	2
合 計	20

【単位：円】

上下水道課職員5人平均の時間給（平成30年4月時点）	2,297
----------------------------	-------

1件に要す平均費用

【単位：円】

1件当たりの人件費 2,297円÷3（20分/60分）	766
1件当たりのガソリン代 140円/ℓ（H30. 4. 23時点）、1件あたりの平均走行距離1.27km、 公用車燃費16.6km	11
合 計	777

## 給水装置使用開始・中止の受付方法について

## 【現状】

申込は、基本的には上下水道課にお越しいただき届出と手数料をお支払いいただきます。遠方者など来庁が困難な場合は、電話、FAX及び郵送で受付をします。手数料は、後日来庁時か郵便局で納めることができる支払書でお支払いいただきます。

## 【課題】

平成32年中に完成予定である新庁舎では、一度の手続きで全て完了することが出来るサービスである“ワンストップソリューション”を計画しています。「歩かせない」「迷わせない」「待たせない」を方針にして、サービス向上を図ります。開閉栓の受付においても、申請者の負担にならないように、来庁必須としなくても多数の受付方法にすることで利便性を向上させる必要があります。

## 【今後の受付方法】

受 付	内 容
窓口	窓口で届出の記入→その場で手数料の支払
郵送	町HPから届出をダウンロードする（ダウンロードできない場合は、上下水道課から郵送で届出を送る。）申込者から役場宛に届出を郵送してもらう。届出が届き次第、郵便局で納めることができる納付書を送る。
F A X	町HPから届出をダウンロードする（ダウンロードできない場合は、上下水道課から郵送で届出を送る。）申込者から役場宛にF A Xで送る。届出が届き次第、郵便局で納めることができる納付書を送る。
メール	町HPから届出をダウンロードして、上下水道課のメールに送る。届出が届き次第、郵便局で納めることができる納付書を送る。
電話	来庁できるか確認。来庁困難なら、郵送、F A X、メールでの手続きを案内。電話では仮受付とする。